衆憲資第96号「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(細田博之君外7名提出、第196回国会衆法第42 号)に関する参考資料」 追補

> 令和 2 年 11 月 衆議院憲法審査会事務局

令和 2 年 11 月時点では、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外 5 名提出、第 196 回国会衆法第 42 号)」

目 次

_	投票環境の向上について	
1	序 提出に至る経緯及び本改正案の概要	
	「(参考1)投票環境の向上に関する政府の検討と公職選挙法改正」関係.	1
2		
	「在外選挙の実施状況等」関係	2
3		^
_	「(2)施行後の状況に見る課題」関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4		2
_	「国政選挙における期日前投票者数等の推移」関係	ა
5		3
6		J
O	・ M 投票所に入ることができる丁辰の配置の加入 「参議院議員通常選挙における年代別投票率(抽出)の推移」関係	4
		•
=	CM規制等について	
1	衆議院憲法審査会(令和2年5月28日)配付資料	5
2	2 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」	
	(原口一博君外 2 名提出、第 198 回国会衆法第 9 号)	
	(1) 国民投票法改正案の「理念」と「概要」	
		0 6
	(4) 寄附規制について(寄附の総額制限・使途制限・外国人寄附の禁止)1	
	(5) 国政選挙と国民投票の重複回避について	

ー 投票環境の向上について

1 序 提出に至る経緯及び本改正案の概要

「(参考1)投票環境の向上に関する政府の検討と公職選挙法改正」関係 (衆憲資第96号 7頁)

○差替え

※平成29年6月に報告書をまとめた後も、研究会における議論は続いており、「投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上」「選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化」のテーマのもと、インターネット投票などについて議論がされている。



※平成29年6月に報告書をまとめた後、研究会は、「投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上」「選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化」のテーマについて9回の議論を重ね、平成30年8月に報告をとりまとめた。なお、この報告で指摘された内容の一部について、第198回国会(令和元年の通常国会)で公職選挙法改正がなされている。

2 Ⅱ 在外投票人名簿への登録についての規定の整備 「在外選挙の実施状況等」関係(衆憲資第96号 19頁)

○差替え

○投票環境の向上方策等に関する研究会報告(平成30年8月10日) 資料編 7頁を転載

在外選挙の実施状況等

		選挙当日	投票者数	均重 表数			
		有権者数 (人)	(X)	公館投票	郵便投票	国内における 投票	投票率(%)
29衆	選挙区	100,090	21,193	19,407	572	1,214	21.17
29.10.22	比例代表	100,090	21,507	19,718	575	1,214	21.49
28参	選挙区	105,194	23,378	20,576	919	1,883	22.22
28.7.10	比例代表	105,194	23,613	20,800	928	1,885	22.45
26衆	選挙区	104,320	19,267	17,901	516	850	18.47
26,12.14	比例代表	104,320	19,690	18,316	524	850	18.87
25参	選挙区	112,850	25,471	22,439	1,233	1,799	22.57
25.7.21	比例代表	112,850	25,939	22,865	1,274	1,800	22.99
24衆	選挙区	105,836	21,168	19,359	814	995	20.00
24,12.16	比例代表	105,836	21,596	19,773	828	995	20.41
22*	選挙区	113,230	26,891	23,137	1,702	2,052	23.75
22.7.11	比例代表	113,230	27,640	23,786	1,801	2,053	24.41
21衆	選挙区	107,919	28,206	23,162	2,599	2,445	26.14
21.8.30	比例代表	107,919	28,894	23,731	2,716	2,447	26.77

⁽注1)選挙当日有権者数とは、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙当日に選挙権を有する者等である。 (注2)29余の投票者数は速報値である。

(参考)海外在留邦人数※

	海外在留邦人数(人)
H29.10.1現在	1,351,970 (1,079,418)
H28.10.1現在	1,338,477 (1,068,616)
H27.10.1現在	1,317,078
H26.10.1現在	1,290,175
H25.10.1現在	1,258,263
H24.10.1現在	1,249,577
H23.10.1現在	1,182,557
H22.10.1現在	1,143,357
H21.10.1現在	1,131,807
H20.10.1現在	1,116,993

(参考)在外選挙人名簿登録者数

	在外選挙人名簿登録者数 (人)
H29.9.1現在	100,506
H28.9.2現在	104,630
H27.9.2現在	102,924
H26.9.2現在	106,121
H25.9.2現在	112,390
H24.9.2現在	105,511
H23.9.2現在	108,269
H22.9.2現在	112,391
H21.9.2現在	107,994
H20.9.2現在	104,025

^{※1 【}出典】海外在留邦人数調查統計(平成30年版(平成29年10月1日現在)外務省領事局政策課)

7

〇以下を追記

衆議院憲法審査会事務局注:令和元年参議院議員通常選挙においては、選挙当日有権者数が選挙区・比例代表ともに100,619人、投票者数が選挙区について20,976人、比例代表について21,183人、投票率が選挙区について20.85%、比例代表について21.05%であった(総務省自治行政局選挙部「令和元年7月21日執行第25回参議院議員通常選挙結果調」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000640535.pdf)のデータをもとに記載)。

^{※2} 海外在留邦人数の()書きは18歳以上の海外在留邦人数

3 Ⅲ 共通投票所制度の創設

「(2) 施行後の状況に見る課題」関係(衆憲資第96号 26頁)

〇以下を追記

また、令和元年参議院議員通常選挙においては、平成 29 年衆議院議員総選挙において共通投票所を設置した 4 市町に加えて、青森県弘前市など 9 市町村が新たに共通投票所を設置した。13 市町村での共通投票所の利用者は計 8,997人で、当日投票者に占める割合は 3.15%であった(総務省ホームページ「令和元年7月 21 日執行 参議院議員通常選挙 発表資料」(http://www.soumu.go.jp/senkyo/25sansokuhou/index.html)のデータをもとに記載)。

4 IV 期日前投票事由の追加・期日前投票所の投票時間の弾力的な設定 「国政選挙における期日前投票者数等の推移」関係

(衆憲資第96号 36頁)

〇以下を追記

衆議院憲法審査会事務局注:令和元年参議院議員通常選挙においては、期日前投票者数は、17,062,685人で、期日前投票率は、16.0%であった(総務省ホームページ「令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙 発表資料」(http://www.soumu.go.jp/senkyo/25sansokuhou/index.html)のデータをもとに記載)。

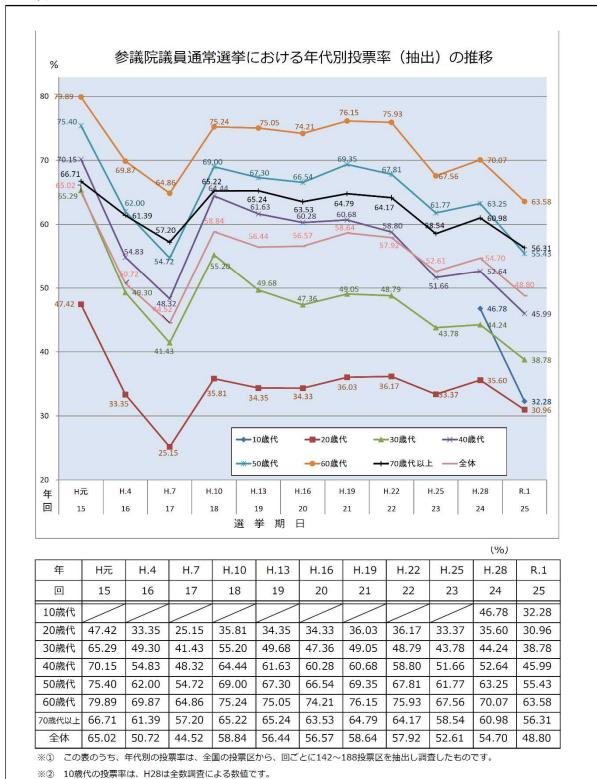
5 IV 期日前投票事由の追加・期日前投票所の投票時間の弾力的な設定 「期日前投票者数等の推移」関係(衆憲資第96号 37頁)

〇以下を追記

衆議院憲法審査会事務局注:令和元年参議院議員通常選挙においては、期日前投票所数は5,713、選挙当日有権者数は105,886,063、投票者数は51,671,906、投票率は48.80%、期日前投票者数の投票者数に占める割合は33.0%、期日前投票者数は17,062,685、期日前投票率は16.0%、当日投票所数は47,044であった(総務省ホームページ「令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙 発表資料」(http://www.soumu.go.jp/senkyo/25sansokuhou/index.html)のデータをもとに記載)。

6 Ⅶ 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大 「参議院議員通常選挙における年代別投票率(抽出)の推移」関係 (衆憲資第96号 53頁)

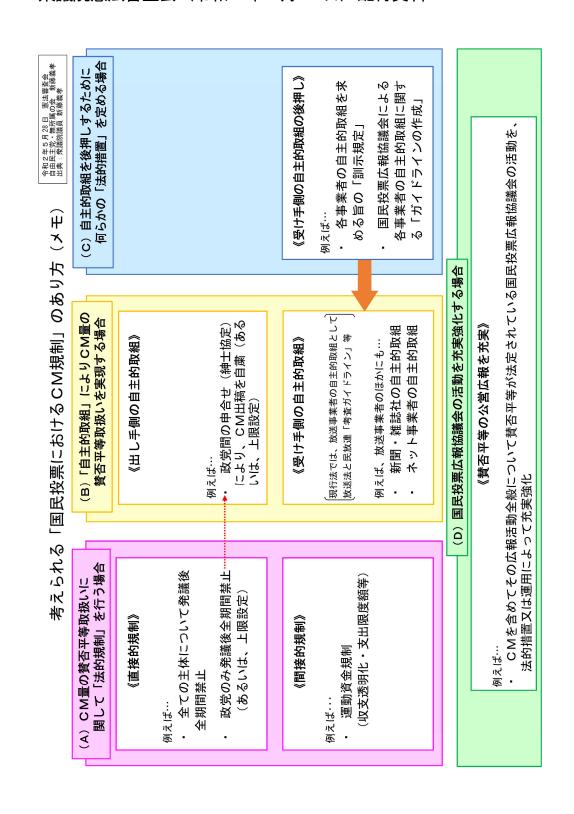
○差替え

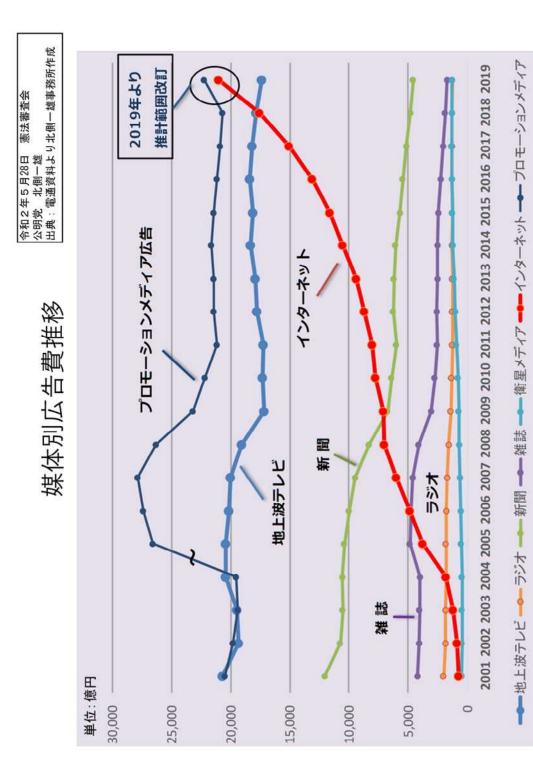


【出典】総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/)

ニ CM規制等について

1 衆議院憲法審査会(令和2年5月28日)配付資料





出典:電通「日本の広告費」

デジタルサイネージ広告

令和2年5月28日 憲法審査会 公明党 北側一雄 出典:総務省資料より北側一雄事務所作成

■デジタルサイネージの定義

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディス プレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステ DSC ホームページより ムの総称



トフィンナャンヤラ

渋谷ハチ公前交差点※



丸ビル※

(写真は「デジタルサイネージ2020(東急エージェンツー刊)」より

出典:総務省「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」幹事会第14回会合(2019:10.9)デジタルサイネージコンソーシアム説明資料

- 2 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」(原口 博君外 2 名提出、第 198 回国会衆法第 9 号)
 - (1)لح

国民投票法改正案の「理念」 「概要」 国政選挙との混淆防止 多様な意見の公正かつ平等な紹介 国民の判断に資する情報提供・環境整備 **16** 重複回避 **憲法改正案の広報の充実強化** (国民投票公報、放送・新聞広告 説明会、HP等) 正確な情報に基づく多様な意見 踏まえた国民の判断の環境整備 (簡略版 国民投票と国政選挙の 広報の充実強化等 投票環境の整備等 政権の在り方を争う 「概要」 民投票法改正案の「理念」と 理念② S က Ħ Ħ 公正な国民投票運動等の実施 ①収支透明化 (支出額1,000万円超) ③寄附の規制 (寄附限度額・外国人 資金力の多寡等による不公正防止) 民投票運動等の公正を確保 政党等によるスポットCM 表現の自由に配慮しつつ、 国民投票運動等の公正を配 **ンターネット運動規制** 運動主体の表示) (5億円 運動の禁止 ネット広告禁止 運動資金規制 ②支出限度額 寄附の禁止 Ħ Ш 倾 汌 N ന 4

国民投票法改正案の「理念」と「概要」(詳細版)

理念(1)

表現の自由とのバランスに配慮しつつ、 国民投票運動等の公正の確保を図る

理念②

国民が憲法改正案に関する**正確な情報 に基づく多様な意見**を踏まえて**賛否の 判断**を行うことができる環境を整備

ー 公正な国民投票運動等の実施

1 スポットCM・ネット広告規制

政党等(国民投票広報協議会が行う放送において意見広告の枠を有する政党等)によるスポットCM及びネット広告を禁止

- *資金力の多寡により国民投票運動等の公正さが ゆがめられることを防止
- *表現の自由に対する過度な制約とならないよう、 規制の対象を政党等に限定

2 運動資金規制

国民投票運動等に関する支出の金額が1,000 万円を超える団体の運動資金について規制

- ①国民投票運動等に関する収支の「透明化」
- *表現の自由に対する過度な制約とならないよう、間接的に国民投票運動等の公正を確保
- ②国民投票運動等に関する支出限度額(5億円)の設定
- *資金の量的側面から国民投票運動等の公正を確保
- ③国民投票運動等に関する寄附の規制
- *広く主権者国民の意思を問う国民投票の運動等が 資金面で特定の者や外国人に依存することを防止

3 インターネット運動規制

インターネット等を利用した国民投票運動 等に関し、その運動主体を明らかにする

*表現の自由に対する過度な制約とならないよう、 表示義務等により間接的に国民投票運動等を適正化

4 当日運動規制

投票日当日の国民投票運動を禁止

*投票人が落ち着いて投票できるようにする

二 憲法改正案の広報の充実強化 ・投票環境の整備等

1 憲法改正案の広報の充実強化

国民投票公報、放送・新聞広告、説明会、 ウェブサイト等の多様な手段を通じた憲法改 正案の広報について、国民がこれに接する機 会を十分に得られるよう、財政上の措置等を 規定

*国民が憲法改正案に関する理解と関心を深め、 正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛否 の判断を行うことができるよう、国民投票広報 協議会が行う憲法改正案の広報を充実強化

2 投票環境の整備等

総務大臣・中央選挙管理会等による投票環境の整備及び投票人の投票の意義・重要性に関する周知について規定

*国民投票が憲法改正案について広く国民の意思 を問うものであることに鑑み、投票環境を整備 するとともに周知啓発を推進

3 多様な意見の公正かつ平等な紹介

あまねく全国各地域の様々な場における憲 法改正案に対する賛成意見・反対意見の公正 かつ平等な紹介等

*国民が憲法改正案に関する多様な意見に接する 機会を確保

三 国民投票と選挙との重複の回避

- 1 任期満了選挙との重複の回避
- 2 解散総選挙との重複の回避
- *憲法改正国民投票と、政権の在り方を争う国政選挙との混淆が生じないよう(国民投票が政権に対する信任投票等とならないよう)、両者の重複を回避

(2) 憲法改正国民投票法の改正について(骨子案)

憲法改正国民投票法の改正について(骨子案)

一 公正な国民投票運動の実施のための規制

- 1 政党による広告の規制
 - (1) 政党によるスポットCMの禁止
 - ① スポットCMの扇情的な影響力や、資金力の多寡が投票結果に与える影響を考慮し、政党等による国民投票運動(「賛否の勧誘」)のための広告放送(国民投票広報協議会が行う広告放送を除く。)を禁止すること。

憲法改正案に対する「賛否の意見表明」の広告放送についても、同様とすること。

② ①の政党等は、「国民投票広報協議会が行う放送において意見 広告の枠を有する政党等」とすること。

(2) 政党による有料インターネット広告の禁止

(1)のスポットCMの禁止と併せて、政党等による国民投票運動 (「賛否の勧誘」)及び「賛否の意見表明」のための有料インターネット広告を禁止すること。

2 国民投票運動等に関する収支の「透明化」及び支出限度額の設定等

(1) 国民投票運動等に関する収支の「透明化」

国民投票運動等の運動主体に対し、次のような措置を講ずることにより、国民投票運動等に関する収支の「透明化」を図り、間接的に国民投票運動等の適正化に資するものとすること。

① 「特定国民投票運動団体」の届出及び収支報告

国民投票運動等(憲法改正案に対する「賛否の勧誘」及び「賛否の意見表明」をいう。以下同じ。)に関する支出の金額が1,000万円を超える団体(以下「特定国民投票運動団体」という。)について、国民投票広報協議会への届出及び収支報告書の提出を義務付けるとともに、これらをインターネット等の方法により公表する措置を講ずることにより、これらの団体の国民投票運動等に関する収支を「透明化」し、間接的に国民投票運動等の公正の確保に資するものとすること。

1

② 収支報告書の内部監査等

上記の収支報告書について、現行政治資金規正法を参考に、内 部監査を義務付けるとともに、都道府県選管の窓口における確 認を行うものとすること。

(2) 国民投票運動等に関する支出限度額の設定(量的規制)

- ① 国民投票運動等に関する支出の金額は、一の特定国民投票運動団体について、5億円を超えてはならないこととすること。
- ② ①に違反した場合の罰則を設けるものとすること。

(3) 「国民投票運動等に関する寄附」に関する規制

「国民投票運動等に関する寄附」に係る量的規制

何人も、特定国民投票運動団体に対する「国民投票運動等に関する寄附」は、5億円を超えて行うことができないものとすること。

② 外国人からの「国民投票運動等に関する寄附」の受領禁止

特定国民投票運動団体は、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(外国人及び外国法人が発行済株式の総数の過半数を保有している日本の株式会社であって、証券取引所に5年以上継続して上場しているものを除く。以下「外国人等」という。(※政治資金規正法と同様))から、「国民投票運動等に関する寄附」を受けてはならないものとすること。

- ③ 他人名義又は匿名による「国民投票運動等に関する寄附」の制限何人も、特定国民投票運動団体に対して、他人名義又は匿名により、「国民投票運動等に関する寄附」をしてはならないものと、すること。
- ④ 「国民投票運動等に関する寄附」以外の寄附の国民投票運動等 への使用禁止

特定国民投票運動団体は、「国民投票運動等に関する寄附」以外の寄附を国民投票運動等に使用してはならないものとすること。また、その団体が過去3年間の国民投票(国会が憲法改正を発議した日前3年間にその期日がある他の国民投票をいう。) に係る特定国民投票運動団体であるときは、当該特定国民投票

1 入口(寄附の受入れ)規制

(1)

2 出口(寄附の使途

規制

3 少額寄附

1

・2の特例)

運動団体である間に外国人等から受けた寄附についても、同様 とすること。

⑤ 少額寄附の特例

1件当たり 10万円未満の「国民投票運動等に関する寄附」については、①及び③(匿名寄附の禁止に係る部分に限る。)は、適用しないものとし、収支報告書の記載について特例を設けるものとすること。また、1件当たり 10万円未満の寄附であって、特定国民投票運動団体が当該寄附をしようとする者に対し当該寄附を国民投票運動等に使用する可能性がある旨を表示し、又は文書で通知したものは、「国民投票運動等に関する寄附」とみなして、この法律の規定を適用すること。

⑥ 寄附に関する収支報告書の記載

手続規制

2(1)①の収支報告書に、「国民投票運動等に関する寄附」に係る寄附者の氏名及び住所並びに寄附の金額及び年月日を記載するとともに、「国民投票運動等に関する寄附」以外の寄附(④の外国人等から受けた寄附を含む。)及びその使用状況を記載すること。

3 インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化

- (1) インターネット等を利用した国民投票運動等における表示義務 インターネット等を利用した国民投票運動等に関し、次のよう な措置を講ずることにより、その運動主体を明らかにし、間接的に 国民投票運動等の適正化に資するものとすること。
 - ① 特定国民投票運動団体は、インターネット等を利用する方法 により国民投票運動等に関する文書図画を頒布するときは、当 該特定国民投票運動団体の名称、電子メールアドレス等その他 国民投票広報協議会が定める事項をウェブサイト等又は当該文 書図画に表示しなければならないものとすること。
 - ② ①に定める者のほか、インターネット等を利用する方法により国民投票運動等に関する文書図画を頒布する者は、電子メールアドレス等をウェブサイト等又は当該文書図画に表示しなければならないものとすること。
 - ③ ①に違反した場合の罰則を設けるものとすること。

(2) 国民投票運動等に関するインターネット等の適正な利用

- ① 国民投票運動等に関しインターネット等を利用する者は、虚 偽の事実を記載する等表現の自由を濫用して国民投票運動等の 公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用 に努めなければならないものとすること。
- ② ①を踏まえ、国民投票広報協議会は、国民投票運動等に関するインターネット等の適正な利用のためのガイドラインを作成するものとすること。

4 投票日当日の国民投票運動の規制

投票人が落ち着いて投票をすることができるよう、原則として投票日当日の国民投票運動全般を禁止すること。

二 国民投票の広報の充実強化及び投票環境の整備等

1 国民投票広報協議会が行う広報の充実強化のための財政上の措置等 憲法改正案の広報が憲法改正案に関する国民の理解を深めるとと もに、国民の議論や投票人の判断の基礎となる重要なものであるこ とに鑑み、国民が国民投票公報の配布、国民投票広報協議会による放 送及び新聞広告、説明会の開催並びにウェブサイトの開設等の多様 な手段を通じた憲法改正案に関する広報に接する機会を十分に得ら れることとなるよう、必要な財政上の措置その他の措置が講ぜられ なければならない旨の規定を設けること。

2 中央選挙管理会等が行う投票環境整備の努力義務

中央選挙管理会等は、国民投票が最高法規たる憲法の在り方を広く国民に問うものであることに鑑み、できる限り多くの投票人が円滑に投票できるよう投票人が投票しやすい環境の整備に努める旨、及び国民投票における投票人の投票の意義と重要性に関する周知に努める旨を法律上明確に規定すること。

3 多様な意見の公正かつ平等な紹介等についての配慮

国民投票の実施に当たっては、あまねく全国において、かつ、それぞれの地域における様々な場において、憲法改正案に対する賛成の意見及び反対の意見を公正かつ平等に紹介すること等により、国民

が憲法改正案に関する多様な意見に接する機会が得られることとなるよう配慮されるものとすること。

三 その他

○ 選挙運動期間と国民投票運動の一定の期間が重なることを回避するための措置

憲法改正の是非といった政策的な事項を争点とする国民投票と、 政権の在り方を争う国政選挙との性質の違いに鑑み、両者の混淆が 生じないよう(国民投票が政権に対する信任投票等とならないよう)、 選挙運動期間と国民投票運動の一定の期間が重なることを回避する ため、以下の措置を講ずること。

(1) 任期満了による衆議院総選挙又は参議院通常選挙との重複の回避

① 国民投票の期日を設定できない期間に関する規定の創設

国民投票の期日の決定に当たり、「任期満了による衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙の選挙期間となる可能性がある期間」と「国民投票の期日及びその前14日間(期日前投票期間)」が重なる期間(=「衆議院議員の任期満了日の42日前から任期満了日の44日後」及び「参議院議員の任期満了日の47日前から任期満了日の44日後」)においては、国民投票の投票期日を設定できないものとすること。

② 国民投票運動の期間の延長

上記①の場合は、国政選挙に向けた活動が活発になる期間は 国民投票に関する周知が十分に行えないことに鑑み、これに相 当する日数分として、国民投票運動の期間の上限を60日延長し、 「240日」とすること。

(2) 解散による衆議院総選挙との重複の回避

① 国民投票の期日の延期(国民投票の15日前までに解散がなされた場合) 憲法改正の発議がなされた後、その国民投票の期日までの間 に衆議院の解散がなされた場合においては、(a)解散から総選挙 の期日までの期間中は、国民に対する憲法改正案の内容の周知 が事実上難しくなること、(b)当該期間中に国民投票運動と選挙 運動等の大規模な混淆が生じることを回避する必要があることに鑑み、次の②に該当する場合(既に期日前投票が開始されている場合)を除き、国民投票の投票期日を、当該日から42日後に当たる日に延期することとすること。

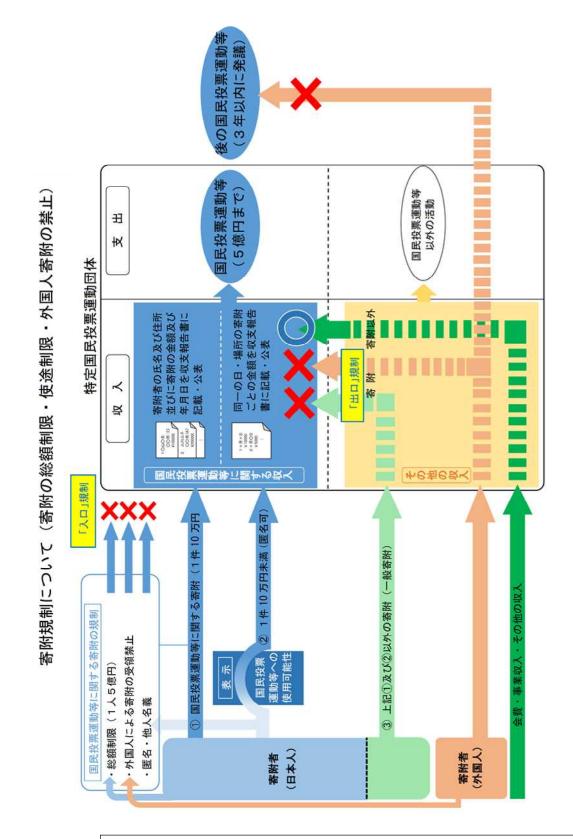
② 総選挙を行う期間の特例 (期日前投票開始後に解散がなされた場合) 解散時に既に国民投票の期日前投票が始まっているときは、解散による総選挙は、解散の日後 34 日に当たる日から 40 日に当たる日までの間に行うこととする旨の規定を公職選挙法に追加するものとすること。

6

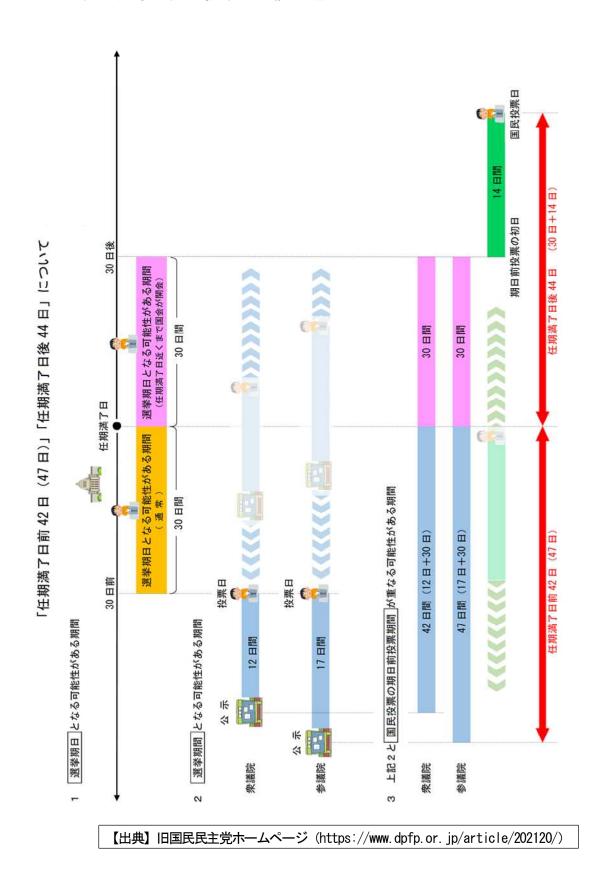
(3) 「特定国民投票運動団体」の要件と支出限度額

政党等」は、禁止 ★ 政党等」以外は、投票日前14日間を除き可 特定国民投票運動団体」の収支報告義務あり 国民民主党案 特定国民投票運動団体 国民投票広報協議会」の広報放送 特定国民投票運動団体 千万円超 政党等が賛否の意見広告枠を有する ※投票日までの最大期間180日 の要件と支出限度額 概算5億円 **※人口約1億2700万人** 民投票法改正案 **威**算 [政党等] 政党等] ×2 (人口の日英比) 民投票法制との比較) H 投票する各選択肢の見解を代表し、選択肢ごとに1つの団体が指名される。 (E U離脱) ×3 (期間の日英比) 主導運動者(*2)」の投票運動放送 (主導運動者には無償放送枠を付与) 016年の英国国民投票 ※運動期間10週間 (70H) 特定国民投票運劃 *1 届出・収支報告の義務が課される 国の国 全面禁止 ※人口約6511万人 州 認定運動者(*1) 7 0 万ポンド 1万ポンド超 日割換算1万ポンド) 認定運動者 NE NE 公営の放送に よる意見広告 届出・収支 報告に係る スポットCM 支出限度額 支出要件

(4) 寄附規制について(寄附の総額制限・使途制限・外国人寄附の禁止)



(5) 国政選挙と国民投票の重複回避について



国民投票日 最後の1週間に設定 =総選挙終了後に、 国民投票の期日前 投票が始まる 期日前投票 —14日間 28 日後 重ならない! (**日曜日)** 20日後21日後 26日後 25 日後 42日(6週間)延期 四05~10日 [200] 艾黑日 40 日以内 —12日間 最大25日間 26日間 公示 E 9日後 40 日以内 40 日以内 国民投票日 国民投票日 (日器日) (日器日) ※この期間内に解散があった場合 解散 期日前投票 期日前投票 —14日間— -14日間 - 14 日間 -15 日間 ①国民投票の期日の延期 (国民投票の15日前までに解散がなされた場合) 2 総選挙を行う期間の特例 (期日前投票開始後に解散がなされた場合) 15 日前 14 日前 14 日前 ハードケース ◆ ペルルルペニの期間内に解散があった場合 ペルルルル (a) 国民投票の期日前投票開始後に解散がなされ た場合には、上記1のように国民投票の期日 (a) 解散から最大 40 日は「選挙一色」となり、憲法改正案の周知がその陰に隠れてしまうことが想定 (b) 憲法の「解散の日から40日以内」の枠内で、 総選挙を国民投票の後できる限り離れた日に (b)国民投票の(期日前)投票期間と選挙運動等の期間が重なると、 国民投票の投票行動に選挙の影響が大きく及ぶ懸念 40 日以内 ハードケース を延期することは困難 日以内 49 解散 憲法改正の発議 憲法改正の発議 解散

解散による衆議院総選挙との重複の回避について